

平成16年3月期

## 個別中間財務諸表の概要

平成15年11月26日

上場会社名 株式会社 南日本銀行

上場取引所

福岡証券取引所

コード番号 8554

本社所在都道府県

鹿児島県

(URL http://www.nangin.co.jp/)

代表者 取締役 頭取 石井 祥

問合せ先 責任者 役職名 常務取締役 総合企画部長  
氏 名 三本 博 恭

TEL(099) 226-1111

中間決算取締役会開催日 平成15年11月25日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成15年12月5日

単元株制度採用の有無 有(1単元1,000株)

## 1. 15年9月中間期の業績 (平成15年4月1日～平成15年9月30日)

## (1) 経営成績

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益 (対前年中間期 増減率)		経常利益 (対前年中間期 増減率)	
	百万円	%	百万円	%
15年9月中間期	10,812	( 11.8)	824	( 134.1)
14年9月中間期	9,674	( 9.8)	352	( 47.9)
15年3月期	18,557	( 10.8)	10,152	( - )

	中間(当期)純利益 (対前年中間期 増減率)		1株当たり中間 (当期)純利益	
	百万円	%	円 銭	
15年9月中間期	439	( 132.3)	5円 44銭	
14年9月中間期	189	( 39.0)	2円 34銭	
15年3月期	6,318	( - )	78円 10銭	

## (注) 期中平均株式数

15年9月中間期 80,875,895株

14年9月中間期 80,925,400株

15年3月期 80,909,490株

会計処理の方法の変更はありません。

## (2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円 銭		円 銭	
15年9月中間期	2円 50銭		- --	
14年9月中間期	2円 50銭		- --	
15年3月期	- --		5円 00銭	

## (3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
15年9月中間期	649,460	30,146	4.6	372円 77銭	8.10
14年9月中間期	646,870	31,611	4.9	390円 69銭	8.33
15年3月期	645,163	29,139	4.5	360円 27銭	7.73

## (注) 期末発行済株式数

15年9月中間期 80,870,463株

14年9月中間期 80,913,146株

15年3月期 80,881,327株

## 期末自己株式数

15年9月中間期 93,837株

14年9月中間期 51,154株

15年3月期 82,973株

## 2. 16年3月期の業績予想 (平成15年4月1日～平成16年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
通 期	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
	20,000	1,200	700	2円50銭	5円00銭

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 8円66銭

上記の予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報及び将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としています。

## 第96期中(平成15年9月30日現在)中間貸借対照表

株式会社 南日本銀行  
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	42,191	預 金	607,521
コ ー ル ロ ー ン	40,000	コ ー ル マ ネ ー	1,543
商 品 有 価 証 券	7	借 用 金	8
金 銭 の 信 託	2,578	そ の 他 負 債	2,205
有 価 証 券	70,267	退 職 給 付 引 当 金	1,556
貸 出 金	479,331	特 定 債 務 者 支 援 引 当 金	137
外 国 為 替	307	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,018
そ の 他 資 産	3,058	支 払 承 諾	4,323
動 産 不 動 産	11,750	負 債 の 部 合 計	619,314
繰 延 税 金 資 産	7,276	(資本の部)	
支 払 承 諾 見 返	4,323	資 本 金	9,101
貸 倒 引 当 金	11,633	資 本 剰 余 金	6,418
		資 本 準 備 金	6,418
		利 益 剰 余 金	11,377
		利 益 準 備 金	3,358
		任 意 積 立 金	6,914
		中 間 未 処 分 利 益	1,104
		中 間 純 利 益	439
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,027
		株 式 等 評 価 差 額 金	263
		自 己 株 式	41
		資 本 の 部 合 計	30,146
資 産 の 部 合 計	649,460	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	649,460

## 中間貸借対照表の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間期末月1カ月平均に基づいた市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
  - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
  - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - 動産不動産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年～50年
動 産	3年～20年
  - 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
  - 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
外貨建取引等の会計処理につきましては、前期は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等についてはヘッジ会計を適用しております。  
なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、13.に記載しております。  
この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は554百万円増加、「その他負債」は554百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。
  - 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
  - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	該当ありません。
--------	----------

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(4,675百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。  
これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
15. 動産不動産の減価償却累計額 6,221百万円
16. 動産不動産の圧縮記帳額 688百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,864百万円、延滞債権額は17,676百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は61百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,747百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,350百万円であります。  
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、銀行業における業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,605百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産 - 百万円  
担保資産に対応する債務 - 百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行共通担保、短資取引担保センター等の取引の担保として、有価証券25,107百万円、預け金12百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証金権利金は296百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

23. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令  
(平成10年3月31日公布政令第119号)  
第2条第4号に定める、地価税の課税  
価格の計算の基礎となる土地の価格  
に、奥行価格補正等の合理的な調整  
を行って算出

24. 1株当たりの純資産額372円77銭

25. 商法施行規則第124条第3号を当中間期末に適用し、同号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は307百万円であります。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下30.まで同様であります。

売買目的有価証券

中間貸借対照表計上額 7百万円

当中間期の損益に含まれた評価差額 0百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	5,005	5,230	224	224	-
社 債	146	146	0	0	0
そ の 他	2,097	2,143	45	45	-
合 計	7,250	7,520	270	270	0

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
株 式	13,910 百万円	14,618 百万円	708 百万円	1,900 百万円	1,192 百万円
債 券	43,924	43,614	309	109	419
国 債	35,305	35,027	278	80	359
地方債	378	374	4	-	4
社 債	8,240	8,212	27	29	56
その他	3,337	3,378	40	144	103
合 計	61,172	61,612	439	2,154	1,715

なお、上記の評価差額から繰延税金負債175百万円を差し引いた額263百万円が「株式等評価差額金」に含まれております。また、当中間期において、その他有価証券について91百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理基準は以下のとおりであります。

(1)時価のある株式

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合、下記イ～ハの何れかに該当する場合は回復可能性なしと判断し、減損処理を行う。

イ 株式の時価が過去2年間にわたり、30%以上下落した状態にある場合。

ロ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合。

八 株式の発行会社が2期連続で損失を計上しており、翌期も連続して損失が予想される場合。

時価の下落率が30%未満の場合、著しい下落には該当せず、減損処理は行わない。

(2)時価のない株式

純資産価額方式により算出された価額が取得価額より50%以上下回った場合

27. 当中間期中に売却した満期保有目的の債券は該当ありません。

28. 当中間期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
16,219 百万円	1,190 百万円	40 百万円

29. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	- 百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	11 百万円
関連法人等株式	5 百万円
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,388 百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	7,534 百万円	26,352 百万円	14,393 百万円	485 百万円
国債	5,152	20,193	9,195	485
地方債	231	2,218	2,929	-
社債	2,150	3,940	2,268	-
その他	2,564	1,916	134	-
合計	10,098	28,269	14,527	485

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

中間貸借対照表計上額	2,578 百万円
当中間期の損益に含まれた評価差額	51 百万円

満期保有目的の金銭の信託

    該当ありません。

その他の金銭の信託

    該当ありません。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,479百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが34,108百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

# 第96期中(平成15年4月1日～平成15年9月30日)中間損益計算書

株式会社 南日本銀行

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	10,812
資 金 運 用 収 益	7,846
(うち貸出金利息)	(7,270)
(うち有価証券利息配当金)	(478)
役 務 取 引 等 収 益	759
そ の 他 業 務 収 益	541
そ の 他 経 常 収 益	1,664
経 常 費 用	9,988
資 金 調 達 費 用	539
(うち預金利息)	(444)
役 務 取 引 等 費 用	804
そ の 他 業 務 費 用	19
営 業 経 費	5,829
そ の 他 経 常 費 用	2,794
経 常 利 益	824
特 別 利 益	14
特 別 損 失	8
税 引 前 中 間 純 利 益	829
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	11
法 人 税 等 調 整 額	378
中 間 純 利 益	439
前 期 繰 越 利 益	617
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	2
退 職 給 与 積 立 金 取 崩 額	44
中 間 未 処 分 利 益	1,104

## 中間損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 5円44銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,482百万円及び株式等償却91百万円を含んでおります。

4. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年10月3日付内閣府令第89号)により改正されたことに伴い、前中間期において区分掲記していた「税引前中間利益」及び「中間利益」は、当中間期からは「税引前中間純利益」及び「中間純利益」として表示しております。

# 比較中間貸借対照表(主要内訳)

株式会社 南日本銀行

(単位：百万円)

科 目	平成15年 中間期末(A)	平成14年 中間期末(B)	比 較 (A-B)	平成14年度末 (要約) (C)	比 較 (A-C)
(資産の部)					
現金預け金	42,191	43,762	1,571	50,504	8,313
コ－ル口－ン	40,000	30,000	10,000	30,000	10,000
買入手形	-	10,000	10,000	-	-
商品有価証券	7	3	4	12	5
金銭の信託	2,578	2,226	352	2,030	548
有価証券	70,267	67,514	2,753	66,397	3,870
貸出金	479,331	474,489	4,842	478,001	1,330
外国為替	307	378	71	347	40
その他資産	3,058	3,665	607	3,372	314
動産不動産	11,750	11,847	97	11,797	47
繰延税金資産	7,276	7,124	152	8,173	897
支払承諾見返	4,323	4,803	480	4,338	15
貸倒引当金	11,633	8,946	2,687	9,811	1,822
資産の部合計	649,460	646,870	2,590	645,163	4,297
(負債の部)					
預金	607,521	603,085	4,436	604,476	3,045
コ－ルマネ－	1,543	1,348	195	1,322	221
借入金	8	12	4	12	4
その他負債	2,205	2,796	591	2,498	293
退職給付引当金	1,556	1,018	538	1,261	295
特定債務者支援引当金	137	124	13	95	42
再評価に係る繰延税金負債	2,018	2,068	50	2,019	1
支払承諾	4,323	4,803	480	4,338	15
負債の部合計	619,314	615,258	4,056	616,024	3,290
(資本の部)					
資本金	9,101	9,101	-	9,101	-
資本剰余金	6,418	6,418	-	6,418	-
資本準備金	6,418	6,418	-	6,418	-
利益剰余金	11,377	17,850	6,473	11,137	240
利益準備金	3,358	3,358	-	3,358	-
任意積立金	6,914	13,958	7,044	13,958	7,044
中間(当期)未処分利益	1,104	533	571	6,179	7,283
中間(当期)純利益	439	189	250	6,318	6,757
土地再評価差額金	3,027	2,976	51	3,029	2
株式等評価差額金	263	4,712	4,975	510	773
自己株式	41	22	19	36	5
資本の部合計	30,146	31,611	1,465	29,139	1,007
負債及び資本の部合計	649,460	646,870	2,590	645,163	4,297

## 比較中間損益計算書(主要内訳)

株式会社 南日本銀行

(単位：百万円)

科 目	平成15年 中間期 (A)	平成14年 中間期 (B)	比 較 (A-B)	平成14年度 (要 約)
経 常 収 益	10,812	9,674	1,138	18,557
資金運用収益	7,846	7,966	120	15,847
(うち貸出金利息)	(7,270)	(7,328)	( 58)	(14,724)
(うち有価証券利息配当金)	(478)	(485)	( 7)	(845)
役務取引等収益	759	700	59	1,422
その他業務収益	541	358	183	368
その他経常収益	1,664	647	1,017	919
経 常 費 用	9,988	9,322	666	28,710
資金調達費用	539	655	116	1,262
(うち預金利息)	(444)	(528)	( 84)	(1,022)
役務取引等費用	804	641	163	1,355
その他業務費用	19	89	70	608
営業経費	5,829	6,063	234	11,628
その他経常費用	2,794	1,871	923	13,854
経 常 利 益	824	352	472	10,152
特 別 利 益	14	48	34	80
特 別 損 失	8	32	24	38
税引前中間(当期)純利益	829	367	462	10,110
法人税、住民税及び事業税	11	11	0	22
法人税等調整額	378	166	212	3,814
中間(当期)純利益	439	189	250	6,318
前期繰越利益	617	248	369	248
土地再評価差額金取崩額	2	3	5	6
退職給与積立金取崩額	44	98	54	98
(中間配当額)	-	-	-	202
中間(当期)未処分利益	1,104	533	571	6,179